

令和5年1月1日から 子ども医療費制度の 対象者が拡大します。

■ 変更内容：所得制限の撤廃

○これまでの入院医療費の支給対象

長久手市に住民登録のある0歳から中学校卒業までの全ての方及び、非課税世帯の16歳に達する年度の4月1日から18歳に到達した最初の3月31日までの方（以下「高校生世代」という。）

○**令和5年1月1日以降の入院医療費が対象**

長久手市に住民登録のある**0歳から18歳到達後の最初の3月31日までの全ての方**

（通院医療費の対象は中学校卒業までの全ての方で変更なし）

■ 支給方法：償還払い（高校生世代に限る）

入院費用を医療機関でお支払いの後、必要書類をご持参の上で市役所に申請してください。（**受給者証等の発行はありません。**）

■ 支給開始時期：令和5年1月1日入院分から

支給対象外…保険適用外診療分、食事代、部屋代等

■ 必要書類・申請方法の問合せ先

長久手市役所 保険医療課 医療係 福祉医療担当

電話：0561-56-0617

mail：iryo@nagakute.aichi.jp